障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定(もにす認定) に伴う認定通知書の交付を行いました。

令和2年4月より「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)」が創設されています。

令和4年10月4日、木場公共職業安定所管内(江東区・江戸川区)の事業所が「もにす認定企業」として認定され、10月17日に事業主に対して認定通知書を交付いたしました。

【認定事業主】

■株式会社古田土経営(江戸川区)

「日本中の中小企業を元気にし、その社員と家族を幸せにする」という理念に基づき、人を大切にする「経営計画書」とどこに手を打てば利益が出るのかわかる「月次決算書」の作成・指導をしている会計事務所です。2011 年から障がい者雇用をスタートし、働きやすい柔軟な勤務体系や社員・家族のための福利厚生、スキルアップのための教育や支援体制を整備。日本中の中小企業の見本となるよう「人を大切にする経営」を実践しています。

今回、当所管内(江東区・江戸川区)では2社目の認定通知書交付となります。今後、より一層本制度の周知啓発に努めますので、中小事業主の皆様の認定申請をお待ちしております。



株式会社古田土経営 飯島社長(写真右)と ハローワーク木場 磯所長(写真左) ※写真撮影時のみマスクを外しております。

【お問い合わせ先】

ハローワーク木場 雇用管理相談コーナー TEL:03-3643-8625



共に進む(と<u>もにす</u>すむ)という言葉に由来し、 企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んで いくことを期待し、名付けられたものです。

- ■「もにす認定制度」とは(厚生労働省 HP)
 https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html
- ■東京都内のもにす認定事業所一覧(東京労働局 HP)
 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00603.html